

各県立学校長 様

教 育 長

アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等の実施について

このことについて、令和 4 年 3 月 31 日付け 3 高教福第 1704 号教育長通知等により安全運転管理者を選任している学校において実施していただいているところです。

今回、同通知にありましたように、安全運転管理者を選任している県立学校におけるこれまでの運用実績等を踏まえ、全ての県立学校において、自動車等を運転する教職員に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無等の確認を実施することとします。

ただし、実施にあたっては、当分の間、対象車両を公用車及び学校管理自動車とし、自家用車を使用する場合の確認までは求めないこととします。

飲酒運転は、無関係の人を巻き込んだ重大な事故を引き起こす危険性が著しく高くなる行為であり、決して許されるものではありません。

しかしながら、昨年度に続いて今年度も、教職員が酒気帯び運転により懲戒免職となる事案が発生しており、本県教育行政や学校、教職員に対して、県民からは厳しい視線が注がれています。

各県立学校長におかれましては、本通知の趣旨をご理解いただき、飲酒運転の防止に向けた取組を決して緩めることのないよう服務規律の徹底を図っていただくとともに、自家用車を運転する際にも、前日に飲酒をしているなど酒気帯びの危険性がある場合等には、本通知に関わらずアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を実施するなど、飲酒運転の防止に向けた取組を徹底していただくようお願いします。

記

1 概要等

各県立学校の管理職員等は、出張等の公務のため、次の自動車等（自動二輪車及び原動機付自転車を含む。）を運転する教職員（臨時的任用教職員及び会計年度任用職員を含む。以下「運転者」という。）に対して、運転前後の酒気帯びの有無を確認するとともに、確認した内容を記録すること。

（1）公用車

（2）公用車以外で学校が管理し使用する自動車（以下、「学校管理自動車」という。）

2 酒気帯びの有無の確認方法等

次に掲げる方法により、管理職員等が確認すること。また、酒気帯びの状況が確認

されたときは運転をさせないこと。

(1) 管理職員等が運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等（顔色、呼吸の臭い、応答の声の調子等）により確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認する。

(2) 上記（1）の確認に加え、アルコール検知器を用いて確認する。なお、アルコール検知器は、常時有効に保持すること。

(3) 留意事項

ア 酒気帯びの有無の確認は、必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないというものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時、終了後や退勤時に行うことで足りること。

なお、宿泊を伴う出張の場合は、各日の業務終了後及び翌日の業務開始前に確認が必要である。

イ 運転等の酒気帯びの確認は原則として対面で行うこと。

ウ イにかかわらず、宿泊を伴う出張の場合、管理職員等が不在の場合など、対面での確認が困難な場合は、携帯電話その他の運転者と直接対話できる方法により必ず確認すること。なお、メール等による報告は認められない。

3 確認者

(1) 上記2の確認は、管理職員等が行うことを原則とする。なお、運転者が管理職員等の場合、必ず運転者以外の管理職員等が確認すること。

(2) 教職員が多数で、管理職員等のみでは円滑な確認が困難な場合等においては、校長が業務を補助する者（以下「補助者」という。）を指名することで、補助者に確認させることができる。なお、補助者の指名は、あらかじめ校長の決裁を受けなければならない。

4 記録の内容

管理職員等は、酒気帯びの有無の確認を行った場合は、公用車の使用に際しては自動車使用記録簿に、学校管理自動車の使用に際しては学校管理自動車使用記録簿に、次の事項を記録すること。なお、酒気帯び確認欄への記録は、管理職員等又は補助者によることを原則とするが、2（3）ウの場合等、管理職員等又は補助者による記録が困難な場合は、運転者による記録でも差し支えない。

(1) 確認者名

(2) 運転者

(3) 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

(4) 確認の日時

(5) 確認の方法

(6) 酒気帯びの有無

(7) 指示事項

(8) その他必要な事項

5 アルコール検知器の保持等

- (1) アルコール検知器は、各県立学校において、公用車の数等を考慮して適切な数量を購入し、保持しておくこと。
- (2) アルコール検知器の性能は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又は濃度を警告音、警告灯、数値等により確認できるものであれば、特段の性能上の要件は問わない。
- (3) 「常時有効に保持する」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用、管理及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならない。

6 その他（道路交通法との関係）

道路交通法においては、自動車を5台以上（自動二輪車は2台を1台に換算）又は乗車定員が11人以上の自動車1台以上を保有する所属（以下「当該所属」という。）は、安全運転管理者を選任し、当該所属の公用車を使用させる場合は、安全運転管理者が酒気帯びの有無を確認することとされ、併せて、その業務を補助する者を指名できることとされている。このため、当該所属の公用車を他所属の教職員が運転する場合は、運転者の所属の管理職員等を、当該所属の安全運転管理者の補助者として取り扱うこととする。

7 施行日 令和7年3月24日

8 関連規程等の改正

上記の改正に伴い、令和7年3月24日から次の規定等の一部を改正する。

- (1) 「自家用車の公務使用について」（平成10年10月15日付け10教総第368号教育長通知）の一部を別添新旧対照表のとおり改正する。
なお、令和6年度に限り、改正前の自家用車使用簿を使用することができるものとする。
- (2) 「酒気帯びの有無の確認等に関するQ&A」については別添のとおり改正する。
- (3) 「県立学校管理自動車運行管理要綱」（平成8年4月1日付け8教高第103号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正する。
- (4) 令和4年3月31日付け3高教福第1704号教育長通知及び令和5年12月7日付け5高教福第1224号教育長通知については廃止する。

【問い合わせ】

本通知について

教職員・福利課 人事企画担当

電話 088-821-4903

県立学校管理自動車運行管理要綱について

高等学校課 人事担当

電話 088-821-4852

【分類番号 02-03-9999】

自家用車の公務使用について 新旧対照表

新	旧
第1～第3 略 第4 1 職員が自家用車を公務に使用しようとする場合は、使用しようとする自家用車をあらかじめ別記第1号様式の自家用車登録簿により登録するものとする。 なお、自家用車登録簿の内容に変更を生じたときは、その都度登録するものとする。 2 職員が前記により登録を受けた自家用車を公務に使用する場合は、旅行命令簿（所属長等の承認が必要な事項が記載されたものを含む。以下この項において同じ。）に自家用車を使用する日及び使用する区間を記載し、使用承認を申し出ること。 職員が自家用車を使用する職員の代理で旅行命令簿を作成する場合（一の旅行命令簿で他の自家用車を使用する職員の旅行命令を併せて行う場合を含む。）は、旅行命令簿の作成者が、自家用車を使用する職員に自家用車の使用を申し出るものであることを必ず確認したうえで旅行命令簿を作成すること。 職員の自家用車使用の申出を含む旅行命令簿が作成された場合、所属長等は、旅行命令の内容と併せて、職員の自家用車の公務使用が要件に合致することを確認したうえで、当該旅行命令簿を決裁すること。当該決裁により、当該旅行命令及び自家用車の使用について承認を行ったものとする。 また、他の交通機関による旅行命令を決裁した後、自家用車使用に変更する場合は、旅行命令変更簿（所属長等の承認が必要な事項が記載されたものを含む。）において、自家用車使用の申出と承認の手続きを行うこととする。 なお、旅費の支給を伴わない旅行において自家用車を使用す	第1～第3 略 第4 1 職員が自家用車を公務に使用しようとする場合は、使用しようとする自家用車をあらかじめ別記第1号様式の自家用車登録簿により登録するものとする。 なお、自家用車登録簿の内容に変更を生じたときは、その都度登録するものとする。 2 職員が前記により登録を受けた自家用車を公務に使用する場合は、旅行命令簿（所属長等の承認が必要な事項が記載されたものを含む。以下この項において同じ。）に自家用車を使用する日及び使用する区間を記載し、使用承認を申し出ること。 職員が自家用車を使用する職員の代理で旅行命令簿を作成する場合（一の旅行命令簿で他の自家用車を使用する職員の旅行命令を併せて行う場合を含む。）は、旅行命令簿の作成者が、自家用車を使用する職員に自家用車の使用を申し出るものであることを必ず確認したうえで旅行命令簿を作成すること。 職員の自家用車使用の申出を含む旅行命令簿が作成された場合、所属長等は、旅行命令の内容と併せて、職員の自家用車の公務使用が要件に合致することを確認したうえで、当該旅行命令簿を決裁すること。当該決裁により、当該旅行命令及び自家用車の使用について承認を行ったものとする。 また、他の交通機関による旅行命令を決裁した後、自家用車使用に変更する場合は、旅行命令変更簿（所属長等の承認が必要な事項が記載されたものを含む。）において、自家用車使用の申出と承認の手続きを行うこととする。 なお、旅費の支給を伴わない旅行において自家用車を使用す

る場合は、別記第2号様式の自家用車使用簿に必要事項を記載のうえ、所属長等の承認を受けること。自家用車使用簿の決裁権者及び代決等の扱いについては、旅行命令簿に準ずるものとする。

第5 略

る場合は、別記第2号様式の自家用車使用簿に必要事項を記載のうえ、所属長等の承認を受けること。自家用車使用簿の決裁権者及び代決等の扱いについては、旅行命令簿に準ずるものとする。

3 職員が自家用車を公務に使用する場合は、各所属の管理職員等は運転の前後において酒気帯びの確認を行い、別記第2号様式の自家用車使用簿の酒気帯び確認欄に記録すること。

なお、旅行命令簿により自家用車の使用の承認を受けた場合であっても、別記第2号様式を使用するものとするが、この場合は所属長等の承認及び使用経路の記載は不要であること。

第5 略

第2号様式

年度自家用車使用簿

所属名

[illegible]

備考 1 この様式は、旅費の支給を伴わない旅行に際し、自家用車を使用する場合の承認手続きに用いるものであること。

- 2 複数の職員（例：班単位）で同一の用紙を使用してもよいこと。
- 3 承認及び代決等の権限は、旅行命令に準ずるものであること。

第 2 号様式

年度自家用車使用簿

所属名		職名		氏名		車種		登録番号	
-----	--	----	--	----	--	----	--	------	--

所属長承認		使用月日	使用経路	酒気帯び確認						
月日	確認欄				確認者	確認時間	確認方法	検知器 使用	酒気帯び の有無	指示事項
				運転前		:	対面・電話		有・無	
				運転後		:	対面・電話		有・無	
				運転前		:	対面・電話		有・無	
				運転後		:	対面・電話		有・無	
				運転前		:	対面・電話		有・無	
				運転後		:	対面・電話		有・無	
				運転前		:	対面・電話		有・無	
				運転後		:	対面・電話		有・無	
				運転前		:	対面・電話		有・無	
				運転後		:	対面・電話		有・無	
				運転前		:	対面・電話		有・無	
				運転後		:	対面・電話		有・無	

- 備考 1 この様式は、自家用車を使用する旅行に際して用いるものであること。
- 2 旅費の支給を伴う旅行に際しては、別途、旅行命令が発せられるものであるため、所属長承認及び使用経路の記載は不要であること。
- 3 旅費の支給を伴わない旅行に際しては、承認及び代決等の権限は、旅行命令に準ずるものであること。
- 4 「酒気帯び確認」欄のうち、「確認方法」及び「酒気帯びの有無」欄は、いずれかを○で囲み、検知器を使用した場合は、「検知器使用」欄に○を入れること。

酒気帯びの有無の確認等に関するQ & A (R 7. 3. 24)

【自動車等】

問1 公用車以外の自家用車や学校管理自動車、レンタカーを運転する場合は確認が必要か。

答 公用車又は学校管理自動車を運転する場合は確認が必要ですが、自家用車及びレンタカーを運転する場合は不要です。

問2 自転車を公務で使用する場合は確認が必要か。

答 確認の必要はありません。

【確認方法】

問3 確認は具体的にはどのようにするのか。

答 確認手順の例としては、次のとおりです。

- ① 前日の飲酒の状況を確認する。
- ② 応答の声の調子を確認する。
- ③ 顔色を確認する。
- ④ アルコール検知器を使用する。

※ いつもと様子が違う場合などは、更に詳細な飲酒の状況（飲酒量・時間）を確認する。なお、現状では感染症予防の観点からも、接近したりマスクを外して呼気の臭いを確認することまでは必要としません。

【参考】アルコールが身体から抜けるまでの時間

- ・ アルコールの代謝には個人差があるが、体重 60kg の成人男性で、1 単位（ビール中びん 1 本、日本酒 1 合、焼酎 0.6 合がそれぞれの目安）のアルコールが体内から消えるまでに約 3 ～ 4 時間かかると言われている。
- ・ 例えば、午前 0 時を過ぎて飲酒し、3 ～ 4 単位のアルコールが体内に残っていた場合、これが消えるまでには約 9 ～ 13 時間かかると考えられていることから、翌日の午前中はアルコールが残っている可能性が高い。

問4 酒気帯びと判断するのはどういった場合か。

答 アルコール検知器で検知された場合のほか、聞き取りの結果、アルコールが身体から抜ける時間が経過していない、声や顔色から明らかに体調が十分でない場合などは、運転をさせないようにしてください。

なお、アルコールの有無に関わらず、過労、病気、服薬の影響その他の理由により正常な運転ができないおそれがあると認められたときも運転をさせないようにしてください。

問5 アルコール検知器での具体的な確認方法は。

答 取扱説明書に沿った使用法により確認してください。

問6 口腔洗浄液（アルコール入り）等を使用したことが原因で検知されたと考えられる場合はどうすればよいか。

答 水で口の中をすすいだうえで、再度、アルコール検知器を使用してください。
なお、運転業務のある日には、アルコール入りでない物を使用することも検討してください。

問7 対面での確認が困難な場合はどうすればよいか。

答 宿泊を伴う出張の場合や管理職員等が不在の場合など、対面での確認が困難な場合は、携帯電話その他の運転者と直接対話できる方法により、必ず確認することとされています。

なお、アルコール検知器を使用しての確認も必要となるため、出張等で対面での確認が困難な場合は、運転者にアルコール検知器を携帯させておく必要があります。

問8 対面によらない場合の具体的な確認方法は。

答 電話による確認手順の例としては、次のとおりです。

- ① 前日の飲酒の状況を確認する。
- ② 応答の声の調子を確認する。
- ③ アルコール検知器の結果を確認する。

問9 対面によらない確認を行う場合はメールで報告させてもよいか。

答 運転者と直接対話できないメール等による方法は認められません。

問10 同乗者も確認の対象か。

答 運転する見込みがなければ、確認の必要はありません。ただし、運転を交替する可能性があれば、運転者となりうる全員の確認が必要です。

【確認者】

問11 酒気帯び確認欄への記載は、全て管理職員等が行わなければならないか。

答 管理職員等による記載を基本としますが、対面での確認が困難な場合は、運転者による記載でも差し支えありません。

問12 派遣・交流職員として出向している職員は誰が確認するのか。

答 派遣先の規程によってください。

【補助者】

問13 補助者はどのような場合に指名できるのか。

答 所属職員が多数で管理職員等のみでは円滑な確認が困難な場合などが想定されます。

なお、円滑な確認を行うために補助者を指名する場合は、安全運転管理者を除く管理職員のほか、主幹教諭とすることなどを想定しています。運転を伴う業務が重なり、

それでも補助者が不足する場合には、業務に合わせて校務分掌に定める主任等とする柔軟な対応が可能です。

問 14 複数人を指名してもよいか。

答 所属の実情に応じて、複数人を指名しても差し支えありません。

問 15 補助者を指名する際の決裁権者は誰か。

答 所属長が決裁権者です。

【アルコール検知器】

問 16 購入に当たっての予算措置はないのか。

答 各所属の予算で対応をお願いします。予算が不足する場合は、主管課と相談のうえ対応をお願いします。

なお、検知器には耐用年数及び使用回数の上限があるため、適切に更新するようにしてください。

問 17 泊出張時などアルコール検知器の携帯を忘れた場合はどうすればよいか。

答 検知器で確認できない場合は運転できません。

泊出張時は、アルコール検知器を忘れず携帯するよう所属内で周知を図ることや、公用車に備え付けるなど、必ず確認ができるよう努めてください。

【確認のタイミング】

問 18 運転後にも確認しなければならないのか。

答 今回、令和3年6月28日に千葉県八街市で発生した交通死亡事故を受け、道路交通法施行規則が一部改正され、「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について」確認することとされたものです。

問 19 2日以上の出張の場合はいつ確認しなければならないか。

答 基本的に1日単位で業務開始時と終了時には確認が必要です。

例1：1泊2日の出張の場合

1日目は宿泊先到着後に確認が必要で、2日目は宿泊先出発前に確認が必要です。

例2：長期出張の場合

出張先で運転がある日は、毎日確認が必要です。

問 20 早朝・深夜に職員が1人で公用車を運転して出発・帰着する場合はどのように確認すればよいか。

答 電話等により、管理職員等が運転者と直接対話できる方法によって確認してください。帰着の翌日などの事後確認は認められません。

問 21 1日の間に何度も公署と現場を往復する場合は、その都度確認しなければならないか。

答 必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないというものではなく、運転を含む業務の開始前や終了後に行うことで構いません。

例：出勤時と退勤時や朝礼時と終礼時に確認する等

問 22 公署敷地内のみを走行する場合も確認が必要か。

答 業務による運転の場合は全て必要です。

問 23 出張途中で運転を交替する場合の確認は。

答 運転を交替する場合は、あらかじめ出発前に運転者となりうる全員を確認してください。

県立学校管理自動車運行管理要綱 新旧対照表

新	旧
第1条～第5条 略 (使用方法) 第6条 学校管理自動車を使用しようとする職員は、学校管理自動車使用許可願（別記第2号様式 第9条第3項において「使用許可願」という。）を安全運転管理者を経て運行管理責任者に提出しなければならない。 2 運行管理責任者は、安全運転管理者及び整備管理者の意見を聴いて使用許可を与えるものとする。 3 <u>運転者が学校管理自動車を運転する場合は、各学校の運行管理責任者等は運転の前後において酒気帯びの確認を行い、別記第3号様式の学校管理自動車使用簿の酒気帯びの確認欄に記録すること。</u> 第7条・第8条 略 (運転者の義務) 第9条 運転者は、運行管理責任者及び安全運転管理者の指示に従い、道路交通法等法令の規定を遵守し、整備管理者と緊密な連携のもと、学校管理自動車の安全な運転に努めなければならない。 2 運転者は、使用前に必ず学校管理自動車の点検を行い、異常の有無を確認のうえ、<u>運行前点検表（別記第4号様式）</u>に必要事項を記載し、整備管理者に提出しなければならない。 3 運転者は、学校管理自動車を使用後に使用許可願の使用記録の欄に必要事項を記載するとともに、運転中において学校管理自動車に故障又は変調を認めたときは、直ちに整備管理者及び運行管理責任者等に報告するとともに所要の処置を講じなければならない。	第1条～第5条 略 (使用方法) 第6条 学校管理自動車を使用しようとする職員は、学校管理自動車使用許可願（別記第2号様式 第9条第3項において「使用許可願」という。）を安全運転管理者を経て運行管理責任者に提出しなければならない。 2 運行管理責任者は、安全運転管理者及び整備管理者の意見を聴いて使用許可を与えるものとする。 第7条・第8条 略 (運転者の義務) 第9条 運転者は、運行管理責任者及び安全運転管理者の指示に従い、道路交通法等法令の規定を遵守し、整備管理者と緊密な連携のもと、学校管理自動車の安全な運転に努めなければならない。 2 運転者は、使用前に必ず学校管理自動車の点検を行い、異常の有無を確認のうえ、<u>運行前点検表（別記第3号様式）</u>に必要事項を記載し、整備管理者に提出しなければならない。 3 運転者は、学校管理自動車を使用後に使用許可願の使用記録の欄に必要事項を記載するとともに、運転中において学校管理自動車に故障又は変調を認めたときは、直ちに整備管理者及び運行管理責任者等に報告するとともに所要の処置を講じなければならない。

(事故報告)

第10条 学校管理自動車の運行中、交通事故が発生したときは、運転者及び引率者は負傷者の救護等緊急措置を講ずるとともに、直ちに運行管理責任者に交通事故発生状況について電話等で報告し、その指示に従わなければならない。

2 運行管理責任者は、前項の報告を受けたときは、直ちに交通事故発生状況等を教育長に報告しなければならない。

3 運行管理責任者は、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「規則」という。）第3条の規定により、学校管理自動車が規則第2条各号の事故を起こしたときは、10日以内に当該事故ごとに自動車事故報告書3通を、高知運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

4 運行管理責任者は、規則第4条の規定により、学校管理自動車につき、規則第2条第1号又は第2号に規定する事故が発生したときは、前項の規定によるほか、電話、電報その他適当な方法により、24時間以内に、その事故の概要を高知運輸支局長に速報しなければならない。

(事故報告)

第10条 学校管理自動車の運行中、交通事故が発生したときは、運転者及び引率者は負傷者の救護等緊急措置を講ずるとともに、直ちに運行管理責任者に交通事故発生状況について電話等で報告し、その指示に従わなければならない。

2 運行管理責任者は、前項の報告を受けたときは、直ちに交通事故発生状況等を教育長に報告しなければならない。

3 運行管理責任者は、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「規則」という。）第3条の規定により、学校管理自動車が規則第2条各号の事故を起こしたときは、10日以内に当該事故ごとに自動車事故報告書3通を、高知陸運支局長を経由して、運輸大臣に提出しなければならない。

4 運行管理責任者は、規則第4条の規定により、学校管理自動車につき、規則第2条第1号又は第2号に規定する事故が発生したときは、前項の規定によるほか、電話、電報その他適当な方法により、24時間以内に、その事故の概要を高知陸運支局長に速報しなければならない。

第3号様式

年度学校管理自動車使用簿

所属名		職名		氏名		車種		登録番号	
-----	--	----	--	----	--	----	--	------	--

所属長承認		使用月日	使用経路	酒気帯び確認						
月日	確認欄				確認者	確認時間	目視等による 確認方法	検知機の使用状況	酒気帯び の有無	指示事項
				運転前		:	対面・電話その他	☐	有・無	
				運転後		:	対面・電話その他	☐	有・無	
				運転前		:	対面・電話その他	☐	有・無	
				運転後		:	対面・電話その他	☐	有・無	
				運転前		:	対面・電話その他	☐	有・無	
				運転後		:	対面・電話その他	☐	有・無	
				運転前		:	対面・電話その他	☐	有・無	
				運転後		:	対面・電話その他	☐	有・無	
				運転前		:	対面・電話その他	☐	有・無	
				運転後		:	対面・電話その他	☐	有・無	
				運転前		:	対面・電話その他	☐	有・無	
				運転後		:	対面・電話その他	☐	有・無	

- 備考 1 この様式は、学校管理自動車を使用する旅行に際して用いるものであること。
- 2 旅費の支給を伴う旅行に際しては、別途、旅行命令が発せられるものであるため、所属長承認及び使用経路の記載は不要であること。
- 3 旅費の支給を伴わない旅行に際しては、承認及び代決等の権限は、旅行命令に準ずるものであること。
- 4 「酒気帯び確認」の「目視等による確認方法」欄及び「酒気帯びの有無」欄は、いずれかを○で囲むこと。
- 5 「酒気帯び確認」の「検知機の使用状況」欄は、アルコール検知器を使用した場合に□内にレ印を付けること。

新
運 行 前 点 検 表

自動車登録番号 _____ 点検者 _____ 使用年月日 _____ 年 月 日（ ）

整備管理者名印

⑨

点 検 箇 所	点 検 内 容	運行前点検内容の良・否	処 置 状 況
1 前日の運行において異常が認められた箇所	当該箇所に異常がないこと。		
2 ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分であり、かつ、片ききがないこと。		
	2 ブレーキの液量が十分であること。		
	3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。		
	4 ブレーキ・ペダルを踏んだときに、ブレーキランプが点灯すること。		
	5 駐車ブレーキレバーの引きしろが適当であること。		
3 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。		
	2 亀裂及び損傷がないこと。		
	3 異常な摩耗がないこと。		
	4 金属片、石その他の異物がないこと。		
	5 溝の深さが十分であること。		
4 原動機	1 ラジエター等の冷却装置から水漏れがないこと。		
	2 冷却水の量が十分であること。		
	3 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。		
	4 エンジンオイルの量が適当であること。		
5 燃料装置	燃料の量が十分であること。		
6 灯火装置及び方向指示器	点検具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。		
7 後写鏡及び反射鏡	写影が不良でないこと。		
8 反射機及び自動車登録番号票または車両番号簿	汚れ及び損傷がないこと。		
9 エア・タンク	1 エア・タンクに凝水がないこと。		
	2 空気圧力が適当であること。		
備 考			

旧
運 行 前 点 検 表

自動車登録番号 _____ 点検者 _____ 使用年月日 _____ 年 月 日（ ）

整備管理者名印

⑨

点 検 箇 所	点 検 内 容	運行前点検内容の良・否	処 置 状 況
1 前日の運行において異常が認められた箇所	当該箇所に異常がないこと。		
2 ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分であり、かつ、片ききがないこと。		
	2 ブレーキの液量が十分であること。		
	3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。		
	4 ブレーキ・ペダルを踏んだときに、ブレーキランプが点灯すること。		
	5 駐車ブレーキレバーの引きしろが適当であること。		
3 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。		
	2 亀裂及び損傷がないこと。		
	3 異常な摩耗がないこと。		
	4 金属片、石その他の異物がないこと。		
	5 溝の深さが十分であること。		
4 原動機	1 ラジエター等の冷却装置から水漏れがないこと。		
	2 冷却水の量が十分であること。		
	3 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。		
	4 エンジンオイルの量が適当であること。		
5 燃料装置	燃料の量が十分であること。		
6 灯火装置及び方向指示器	点検具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。		
7 後写鏡及び反射鏡	写影が不良でないこと。		
8 反射機及び自動車登録番号票または車両番号簿	汚れ及び損傷がないこと。		
9 エア・タンク	1 エア・タンクに凝水がないこと。		
	2 空気圧力が適当であること。		
備 考			